

E メール配信 (Wednesday, 1 December 2021 9:27 AM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①” MAINTAINING VIGILANCE WITH PRECAUTIONARY MOVES TO BETTER DETECT AND REDUCE RISK OF LOCAL TRANSMISSION OF THE OMICRON VARIANT”について
11 月 30 日、MOH は、現行規制の緩和や国境規制の変更などについて発表しました。

<主なポイント>

- ・シンガポールではオミクロン株の感染事例は報告されていない。
- ・11 月 28 日に発表の通り、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦との VTL は延期している。
- ・12 月 2 日 23 時 59 分以降に入国する渡航者への検査プロトコルを強化し、全ての渡航者は、シンガポールに出発する 2 日以内に Pre-Departure Test (PDT) を受けた上で渡航し、また到着時には PCR 検査を受ける必要がある。詳細は Annex A に記載される。

Annex A : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-30-nov-press-release-annex-a.pdf>

- ・12 月 2 日 23 時 59 分以降に、Vaccinated Travel Lane (VTL-Air ※)を利用して入国する渡航者は、到着から 3 日目と 7 日目に Quick Test Centre で ART 検査を受ける必要がある。
※陸路での VTL には別措置が課される。
- ・11 月 12 日から 27 日の間に入国した渡航者で、シンガポール到着前の 14 日間にオミクロン株の影響を受けた国・地域 (※) に旅行していた方を対象に、PCR 検査を実施する。
※ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、ジンバブエ
- ・12 月 2 日以降、オミクロン株の影響を受けた国・地域からの渡航者と接触する可能性のある空港や国境の最前線で働く人を対象に、週 1 回の PCR 検査を実施する。
- ・オミクロン株の感染者やその疑いのある症例者は、自宅療養ではなく、National Centre for Infectious Diseases (NCID) で隔離される。

本内容につきましては、既に日本大使館の HP にて邦訳された情報が掲載されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100266195.pdf>

また、本内容 (原文) につきましては、下記 MOH のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/maintaining-vigilance-with-precautionary-moves-to-better-detect-and-reduce-risk-of-local-transmission-of-the-omicron-variant>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中! like! us on JCCI Facebook (<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>)

